

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

令和〇〇年△△月□□日		
消防長（消防署長）（市町村長）殿		
防火 防災 管理者		
住所 <u>三重県松阪市川井町 1001 番地 1</u>		
氏名 <u>消防 花子</u> ⑩		
別添のとおり、防火 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。 防災		
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	松阪 太郎	
防火対象物 又は 所在地 建築物その他の工作物	松阪市川井町 1001 番地	
防火対象物 又は 名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	〇〇〇〇松阪店	
防火対象物 又は 用途 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	3 項口	令別表第 1 (3) 項口
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火  
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

1 目的及び適用範囲

この計画は、当事業所において、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害による人命の安全、及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画に定めたことについては、当事業所に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理者の権限と、消防機関への届出等

防火管理者は、次の業務を行い、または消防機関への届出、報告等を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）と届出
- (2) 消防訓練の実施と通知
- (3) 建物、火気使用設備器具等の自主検査と、消防用設備等の点検結果報告
- (4) 火気の使用、取扱いに関する指導
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) その他防火管理について必要な業務

3 火元責任者の配置

日常の火災予防のため、防火管理者のもとに、次のとおり担当区域ごとに火元責任者を置き、その任務を行う。

防火管理者（職・氏名）	担当区域	火元責任者（職・氏名）	任務内容
店長 松阪 花子	厨房	料理長 松阪 次郎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気使用設備器具等、電気器具等、吸殻処理、終業時の火気などを確認する。</li> <li>・通路、避難口等の避難障害を確認する。</li> </ul>
	ホール	ホールマネージャー 松阪 一郎	

4 建物等の自主検査

防火管理者は、建物、火気使用設備器具等について、日常または定期的に自主検査を実施する。

5 消防用設備等の定期点検と報告

管理権原者は、消防用設備等点検記録簿に記録するとともに、  
 ・ 特定防火対象物（飲食店、物販店舗等）は1年  
 ・ 非特定防火対象物（事務所、工場等）は3年  
 ・ 3年に1回消防長に報告する。

設備等の種類	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消 火 器	4月 10月	
非 常 警 報 設 備	4月	10月
誘 導 灯	4月 10月	

6 火災予防上の遵守事項

火災予防のため、関係者は、日常の業務を通じて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通路、避難口等には、避難の支障になる物品などを置かない。
- (2) 火気使用設備器具等の周辺は常に整理整頓する。
- (3) 終業時には、火気の完全を確認する。
- (4) 工事を行なう者は、火気管理について、防火管理者の指示を受けること。

## 7 消防訓練の実施

防火管理者は、従業員の消防技術の向上を図るため、消防訓練を次のとおり行う。

- (1) 通報、消火、避難などの消防訓練を、年 1 ・ 2 回以上実施する。
- (2) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書が 〇〇 課に提出する。

## 8 自衛消防隊の組織と任務分担

火災、地震その他の災害による

とおり編成し、隊員はその任務分担により行動する。

- ・ 特定防火対象物（飲食店、物販店舗等）は1年に2回以上
- ・ 非特定防火対象物（事務所、工場等）は1年に1回以上

担当	職・氏名	任務内容
自衛消防隊長	松阪 花子	自衛消防隊の指揮、命令、監督などを行う。
通報連絡係	松阪 次郎	火災発生を建物内の者に知らせる。 119番に通報する。
消火係	松阪 一郎	消火器などを使用し、初期消火を行う。
避難誘導係	松阪 三郎	落ち着いて行動するよう呼びかけ、避難誘導する。

## 9 日常の地震対策

防火管理者は、地震による被害を軽減するため、日常から次の措置を講ずる。

- (1) 書棚、ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- (2) 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (3) 地震時の備蓄品を確保し、定期的に点検整備を実施する。

## 10 地震発生時の安全措置

地震発生時には、出火防止対策に万全を期すとともに、次の安全措置を実施する。

- (1) 地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまってから、火気使用設備器具等の直近の従業員は、電源・燃料等の遮断を行う。
- (3) 火元責任者は、出火の確認、負傷者の発生状況を確認する。

## 11 地震発生後の活動

地震発生後の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- (1) 通報連絡係は、ラジオ等により情報を収集し、建物内の全員に知らせる。
- (2) 出火した場合は、初期消火係が中心となり、消火活動を行う。
- (3) 被災者を発見した場合は、周囲の者と協力して救出活動を行う。
- (4) 避難誘導係は、建物内にいる者を落ち着かせ、屋外に避難誘導し、市指定の一時避難場所・避難所に誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

## 附 則

この計画は、平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から適用する。